

委員会で請願者が発言できます

○請願者の意見陳述とは

委員会の審査において請願者本人が所管委員（市議会議員）に対し、請願を提出するに至った思い・意見を述べることができる制度です。

意見陳述を希望される場合は、「請願書」とあわせて、「請願意見陳述申出書」も議会事務局に提出してください。

なお、意見書・決議を関係機関等へ提出することを求める請願については、委員会への付託を省略するため、意見陳述は行われません。

○請願者の意見陳述の方法

定例会に初めて提出される請願について、請願者は5分以内で意見陳述を行っていただきます。出席できる請願者は2名までとし、1人で5分行っても2人で合計5分行っても構いません。なお、意見陳述終了1分前と終了時にブザーを鳴らします。

意見を述べた後、委員が請願者に質疑を行いますので、委員の質疑に応答していただきますようお願いいたします。なお、請願者が委員及び市の担当部職員に質疑はできません。

○当日の持ち物

認印

※請願者の意見陳述を行った方に日当として、1,000円を支給いたしますので、認印をご持参ください。

問い合わせ先
町田市議会事務局 議事係
住所 町田市森野 2-2-22
電話 042-724-2550（直通）

○注意事項

1. 委員会中は、委員長の指示に従って発言を行ってください。
2. 意見陳述のできる請願者は2名までです。また、意見陳述は5分以内とし、意見陳述終了のブザーが鳴りましたら、速やかに発言を終了してください。
3. 意見陳述は委員会開会中に行いますので、発言を記録として残します。また、委員会の映像を生中継及び録画放映でインターネット上に公開しますので、意見陳述の際、容姿が映り込む場合があります。
4. あらかじめ議会事務局で集合時間をご連絡いたしますが、委員会の審査によっては長時間お待たせすることがあります。また、ご連絡した集合時間を過ぎ、意見陳述の開始時間になっても来られない場合、請願者の意見陳述はできなくなります。
5. 意見陳述者を変更される場合や、やむを得ず意見陳述ができなくなった場合についても必ず事前に議会事務局議事係（042-724-2550(直通)）へご連絡ください。
6. 請願者の意見陳述は、定例会に初めて提出される請願について行う制度です。結論が出なかった請願について再度の意見陳述は行いません。

○請願者の意見陳述の流れ

委員会において意見陳述を許可



請願者入室着席・意見陳述開始（5分以内）



委員からの質疑（説明した内容について質問すること）に応答



意見陳述終了・請願者退席（委員会室を退室していただきます）

※引き続き請願の審査を行いますので、
傍聴をご希望の方は傍聴席におかけください。